利根町観光協会イメージキャラクターの使用に関する規約

　（趣旨）

第１条　この規約は，利根町観光協会イメージキャラクター「とねりん」（以下「キャラクター」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

　（キャラクターのデザイン等）

第２条　キャラクターの基本デザイン（以下「デザイン」という。）は，別図のとおりとする。

　（使用及び使用の申請等）

第３条　何人も営利を目的としないで個人的，家庭内その他これに準ず　る限られた範囲内において，キャラクターを使用することができる。

２　前項に定めるもののほか，キャラクターを使用しようとする者（以　下「申請者」という。）は，利根町観光協会イメージキャラクター使用承認申請書（様式第１号）に関係書類を添えて会長に提出し，その承認を受けなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当し，かつ，デザインを変更することなく平面でキャラクターを使用しようと　するときは，この限りでない。

　(1)　利根町（附属機関を含む。）が業務の目的で使用するとき。

　(2)　町内の学校等が教育の目的で使用するとき。

　(3)　報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

　(4)　前３号に掲げるもののほか，会長が適当と認めるとき。

　（使用の制限）

第４条　会長は，次の各号のいずれかに該当するときは，キャラクターの使用を承認しないことができる。

　(1)　利根町観光協会又はキャラクターの品位を傷つけ，又はそのおそれがあるとき。

　(2)　自己の商標若しくは意匠として独占的に使用し，又はそのおそれがあるとき。

　(3)　法令及び公序良俗に反し，又はそのおそれがあるとき。

　(4)　特定の政治，思想若しくは宗教の活動に利用し，又はそのおそれがあるとき。

　(5)　不当な利益を得ることを目的として使用しようとすると認められるとき。

　(6)　前各号に掲げるもののほか，会長がキャラクターの使用について適当でないと認めるとき。

　（使用の承認）

第５条　会長は，第３条第２項本文の規定による申請があったときは，その内容を審査の上，キャラクターの使用の可否を決定し，利根町観光協会イメージキャラクター使用承認（不承認）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。この場合において，会長は，キャラクターの使用に関して条件を付すことができる。

　（使用料）

第６条　キャラクターの使用料は，無料とする。

　（使用期間）

第７条　キャラクターを使用できる期間は，第５条の規定による承認を受けた日以後の最初の３月３１日までとする。

２　前項の期間満了後において，引き続きキャラクターデザインを使用しようとするときは，当該期間の満了日の１月前から満了日までに第３条の規定による申請を行い，その承認を受けなければならない。

　（使用上の遵守事項）

第８条　第５条の規定によるキャラクターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　キャラクターの使用の承認を受けた目的のみに使用すること。

(2)　キャラクターを使用することができる権利を第三者に譲渡し，又は転貸しないこと。

(3)　キャラクターの定められた形，色等に沿って正しく使用すること。

　(4)　キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

　(5)　キャラクターを使用するときは，キャラクターの直下又は直近に「利根町観光協会イメージキャラクター　とねりん」と表記すること。

　(6)　キャラクターを使用した物件を作製するときは，当該物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし，当該完成見本の提出が困難なものについては，その写真の提出をもって代えることができる。

　(7)　キャラクターに商標権，意匠権その他の権利を設定しないこと。

　（使用の承認の変更等）

第９条　使用者が第５条の規定により承認された内容を変更しようとするときは，利根町観光協会イメージキャラクター使用変更承認申請書（様式第３号）を会長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　会長は，前項の規定による変更の申請があったときは，その内容を審査の上，使用内容の変更の可否を決定し，利根町観光協会イメージキャラクター使用変更承認（不承認）通知書（様式第４号）により使用者に通知するものとする。この場合において，会長は，キャラクターの使用に関して条件を付すことができる。

　（使用の承認の取消し等）

第10条　会長は，使用者が次の各号のいずれかに該当するときは，キャラクターの使用の承認を取り消すことができる。

　(1)　第４条に規定する事項に該当し，又は第８条に規定する事項に違反したとき。

　(2)　偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

２　会長は，前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消したときは，利根町観光協会イメージキャラクター使用承認取消書（様式第５号）により使用者に通知するものとする。

３　第１項の規定により承認を取り消された者は，当該承認に係るキャラクターを使用した物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

４　会長は，第１項の規定により承認を取り消された者に対して当該承認に係るキャラクターを使用した物件の回収を求めることができる。

　（免責）

第11条　前条の規定により，会長がキャラクターの使用の承認を取り消したことにより使用者に損害が生じた場合であっても，観光協会はその責めを負わない。

２　使用者がキャラクターの使用について，第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは，速やかに会長に通知し，使用者の責任と負担においてその紛争の処理及び解決を図らなければならない。

　（補則）

第12条　この規約に定めるもののほか，必要な事項は，会長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は，公表の日から施行する。